

日本の湿地保全運動と国際制度への参加

*阪口功（学習院大学）

ラムサール条約誕生 40 年の節目の年に、日本のラムサール条約への参加と湿地保全の取り組みを振り返るのが本報告の目的であるが、NGO の運動や地方自治体の取り組みに支えられ、初期の消極性が次第に変化し、段階的に条約実施と湿地の保全への取り組みが発展してきた姿が明らかにされる。

第一の段階は、条約締結から条約加盟までである。日本は条約締結会議に参加しなかったが、同会議にて国際的に保護すべき十数の湿地のリストに釧路湿原が含まれていた。政府の無関心さとは対照的に、日本では山階鳥類研究所(1942 年)、日本野鳥の会(34 年)、日本鳥学会(12 年)などに所属する専門家が、ICBP(22 年)、IWRB(54 年)の設立当初からそのネットワークに参加しており、タンチョウの生息地と知られる釧路湿原の価値は国内よりも海外での認識の方が高かった。条約締結後は、釧路自然保護協会(71 年)の先駆的取り組みにより、釧路湿原について開発よりも保護を優先させることで地元コンセンサスが成立し、72 年には環境大臣から条約加盟と釧路湿原登録の言質を獲得していたが、それが実現されるにはさらに 8 年の年月を要した。その後、日本白鳥の会(73 年)、日本白鳥の会のイニシアチブと山階芳麿氏の協力により設置された IWRB 日本(77 年、現 Wetlands Int.)、IWRB 日本の理事団体となったことをきっかけにラムサール条約に力を入れるようになった日本野鳥の会が政府に陳情を繰り返し、IWRB 札幌会議後の 80 年 10 月に条約批准を勝ち取っている。

第二期は COP5(93 年)釧路招致までの時期である。条約加盟の際に、唯一地元の了解が得られていた釧路湿原を条約に登録したが、登録は既に天然記念物に指定されていたエリアに限定され、環境庁の消極姿勢もあり登録湿地数も一向に増えなかった。釧路自然保護協会は釧路湿原全体の国立公園化を追求するようになったが、日本野鳥の会と IWRB 日本は締約国会議を招致することで、日本及びアジアでの条約普及に弾みをつけようとするようになり、この点について D・Navid 条約事務局長とも共通の了解が成立する。Navid 氏は 88 年に来日し政府に日本での開催を提案したものの、政府の了解は得られなかった。しかし、その後訪問した釧路にて街作りに力を入れる鰐淵俊之市長から釧路開催の提案を受けていた。地方都市釧路での開催に外務省は乗り気でなかったものの、環境外交に力を入れる自民党の支持を得ることに成功し、89 年 10 月の閣議承認、COP4(90 年)での釧路開催決定に至る。招致決定後はホスト国としての面目を保つために環境庁は急遽条約登録湿地を増やす作業に取り組み始め、COP5 開催中に 5 湿地駆け込み登録するが、依然として表面的な対応にとどまっていた。

第三期は、釧路会議招致後である。COP5 招致後も登録湿地は逡増し、特にこの 10 年の増加が著しく現在では登録湿地数は 37 に達している。この間、日本は 2 期連続（6 年間）常設委員会のアジア代表に選出され、既に主体的に条約の実施に取り組むようになっていた。地方自治体レベルでも湿地サミットが国内登録湿地拡大に取り組んでいた。91 年には NGO の全国組織「日本湿地ネットワーク」(JAWAN)も発足し、湿地保全運動が活発化し、諫早湾の様に開発を止めることができなかつたケースも見られるが、千歳川放水路、三番瀬、藤前干潟に見られるように年々湿地の開発は困難になっており、自然再生法による湿地の回復事業も実施されるなど開発から保全に向けた流れも強まっている。

このように NGO や自治体の取り組みに支えられ、条約の国内実施が進んでいったが、条約誕生 40 年の節目に日本の湿地保全の取り組みの再評価と問題点の確認の作業も必要となろう。本報告がそのような議論に何らかの貢献を行い、日本における湿地保全の一層の強化に微弱ながら寄与できれば幸いである。